

# ドナルド・マクドナルド・ハウス支援 『はやく元気にな～れの会』 趣意書及び会員規約

## 第1条(総則)

1. この会は、ドナルド・マクドナルド・ハウス 『はやく元気にな～れの会』(以下「会」という)と称し、会の運営は、公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン事務局(以下「財団事務局」という)が行うものとします。
2. この会は、ドナルド・マクドナルド・ハウスの活動趣旨にご賛同頂いた方のための組織とし、会を通じて、数多くの病気と闘うお子さんやご家族に、安心してつろぐことができる第2の我が家を提供するために、より一層「ドナルド・マクドナルド・ハウス」への理解を深めて頂くことを目的とします。
3. 会は、全国の「ドナルド・マクドナルド・ハウス」にそれぞれ設置するものとし、本規約は、本会員(以下「会員」という)の会員規約を定めるものとします。

## 第2条(会員及び会員章)

1. 会員とは、本規約を承認の上、入会を申し込み、会が入会を認め、会員章を差し上げた方をさします。但し、会員の対象は個人のみとします。
2. 会員には、支援するハウスより、ピンバッジを会員章として入会時に会より送付します。

## 第3条(入金及び年会費)

1. 会員には、会所定の年会費を所定の方法でお支払頂きます。
2. 前項の年会費は、理由の如何を問わずお返しいたしません。

## 第4条(会員の有効期間)

1. 会員の有効期間は一年間、入会日より一年後の月末といたします。
2. 会は、会員有効期間満了の一ヶ月前までに更新案内を会員に送付するものとし、更新を希望する会員は、期間満了日までに第3条第1項の年会費を支払うものとします。
3. 期間満了日までに年会費を支払わない場合、会員はその資格を失うものとします。

## 第5条(個人情報の収集、利用ならびにその保護)

1. 会員は、会が保護措置を講じた上で、第2条第2項の会員章の送付、及びドナルド・マクドナルド・ハウスの活動に関わる案内状の送付等に使用することを目的として、会員規約に基づき届け出のあった会員の情報を収集、及び利用することに同意します。
2. 会は、会員の個人情報を財団事務局が制定した個人情報保護方針に従って取り扱うものとします。

## 第6条(規約の変更)

1. 本規約が改定された場合は、その改定内容を会から会員に通知、または財団事務局が管理するWebサイトで公表するものとします。

(2012年10月)